

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和6年7月4日

奈良地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和5年第30号

対象土地 奈良県生駒市北新町1096番8

同所 1096番14